

# 児童虐待防止対策保育所巡回相談から見る子育て支援

～育てにくい・かかわりにくい子と虐待予防～

特定非営利活動法人心身障害児者療育会きつき会

大曾根 邦彦

## 【はじめに】

厚生労働省の統計によると、2005年以降において、家庭内での虐待による児童死亡数は年間約70名から100名(心中事件を含む)の高水準で推移している<sup>1)</sup>。事件発生(発覚)後に関係者から「警察が近隣住民から虐待事案として通報を受けて臨場していたが、児童相談所には通告しなかった」「児童相談所が通告を受けて複数回訪問したが虐待事実を確認できなかった」等の反省の弁が聞かれる事例が多く、「誰も気づいていなかった・サインが出されていなかった」事例の割合は少ない。

ここに示唆されているのは、「虐待死に至る過程で様々なサインも出されていた事案」についてさえ最悪の事態を確実に防ぐことができないという、子どもを守るセーフティ・ネット運用の課題である。しかし、虐待死亡事故を防止できなかった地域の関係機関・専門職間で検討されている対策は、更なる「ハード面の整備」や「連携・情報共有」の確認作業が中心となっており、屋上屋を架す印象は否めない。

また、児童相談所が受理・対応した虐待事案は、2015年度には全国で10万件を超えている。これらの児童虐待事案では、虐待の行為者・加害者に占める実父母の割合が87%に及び(実父=35、実母=52)、被害年齢も就学前約44%・小学生約35%と心身の育ちに重要な幼少期が中心であり、直接的に命にかかわる身体的虐待・ネグレクトが合わせて約55%、心理的虐待が約44%となっており<sup>2)</sup>、命にかかわらない場合でもPTSDなど育ちへの影響は深刻である。

一方、児童虐待に関する「保護者側の要因」「子

ども側の要因」「養育環境の要因」の3つのリスク要因<sup>2)</sup>のうち、子ども側の要因である認知の特性に起因した子ども自身の「生きにくさ」と、保護者や周囲の大人の「育てにくさ・かかわりにくさ」の悪循環が児童虐待の背景・要因となるなど、発達障害と児童虐待との関連も指摘されている<sup>3)</sup>。

そこで筆者が経験した児童虐待防止保育所巡回相談事例に基づいて、「子育てのつまずき深刻化と虐待事故を防ぐための、日常的かつ予防的な取り組み方法」について検討する。

これにより、個性的な児童や発達障害の認知特性に起因した「生きにくさ」を抱えている幼児と、その家族や保育者が直面する「育てにくさ・かかわりにくさ」の悪循環に伴う児童虐待の防止へ向けて、実践的で有効な支援方法の立案を目指す。

## 【方法】

2012年度から4年間の、A県B町における「児童虐待防止対策緊急強化事業」による保育所巡回相談を通して把握された事例を通して検討する。

B町は第一次産業人口が11%で(全国平均4%=共に2010国勢調査、以下同)、第二次産業人口23%(同26%)、第三次産業人口66%(同61%)となっており、隣接都市の台所としての役割を担いつつ、全国的な産業動態にも対応している人口2万人弱の町である。子育て環境に作用する三世同居の割合は21%(2010国勢調査)で、全国平均(10%)の2倍を超えており、3割を超える65歳以上の高齢人口が子育てを支えている。

町内には公立・私立の認可保育所が5施設(合計定員350名)あり、定員規模的には50名以下

～100名前後まで幅があり、立地も市街周辺と山間地等、施設によって立地環境に特色がある。しかし、町面積に占める宅地の割合は5%に満たず、宅地・田畑を除いた7割が山林原野であり、自然豊かな環境下で「認可保育所待機児童ゼロ」が維持されている。

筆者が「相談講師」として受託している事業は、国の「児童虐待防止対策緊急強化事業」に基づく保育所巡回事業で、B町内の各保育所に年間概ね3回、各1回2時間程度の巡回相談を行っている。

巡回相談時の手順は概ね、

- ① 保育士等からの主訴とその背景および支援内容の聞き取り(約15分)
- ② 保育場面行動観察と保育士の支援内容把握(約30分)
- ③ 筆者自身による①②の把握内容に基づく保育場面介入(約60分)
- ④ 介入結果に基づく保育士助言(約15分)
- ⑤ 後日の経過確認(電話・訪問)

の手順で実施した。

4年間の延べ相談事例は87例となっており、これらの事例について巡回相談記録(業務日誌)および業務報告(担当課提出)に基づいて、後方視的に検討した。

尚、提示した事例は個人の特定を避けるためプロフィールを改変した。

## 【結果】

4年間の相談件数87例すべてが、担任保育士が把握した「集団活動に伴う気になる行動」と、それに対して「通常の保育では効果的に支援ができない」事態を抱えた結果の、「子育ての危機＝子どもの生きにくさ・育ちのつまずきとかかわりにくさ」を主訴としていた。巡回相談に際しては、保育場面での集団活動にかかわる不適応行動の観察・介入に基づく行動発達評価を踏まえて、保育士が抱える「かかわりにくさ・育てにくさ」改善のための助言を行った。

相談事例の概要について、相談受理時点の満年齢を基準として「0～2歳」「3～4歳」「5～6

歳」に区分し、主訴内容を「ことば」の遅れに関連するもの、「多動」に関連するもの、「拘り」に関連するもの、「友人トラブル」に関連するもの、および「パニック」「他害」関連に大別して集計すると、表1)の通りとなった。

主訴分類は、「生きにくさ」の中核となる認知機能面の発達に関連する項目は、

「ことば」…主に言語理解・表現の遅れ・吃音・緘黙

「多動」…じっとしていない・落ち着きがない・衝動的

「拘り」…変化への適応困難・同じことの繰り返し・物や人への依存

に分類し、認知機能面の課題にも起因するが「生きにくい状態」を環境への不適応として表現している項目は、

「友人トラブル」…口論・手足も出る喧嘩・暴言・順番守れない

「パニック」…泣いたり叫んだり飛び出したりして声掛け制御困難な状態

「他害」…手・足・頭で相手を攻撃に分類した。

なお、同一児童を対象とした相談の場合でも、前回相談から3ヶ月以上経過して主訴内容が異なる場合は別事例とした。また、同一児童について複数主訴がある場合は、優先順位に従って3項目まで重複集計した。

## 主訴の傾向

相談件数全体の中では6割が「友人トラブル」を示し、「拘り」と「多動」も5割を超えていた。「他害」事例には「多動に起因した友人トラブル」との関連性が、「パニック」事例には「拘り」行動との関連性がみられた。

また、保育士が提示した主訴の優先順位としては「緘黙」「吃音」事例を除くと、「ことば」の発達に関連した主訴を中心とする事例はなく、保育園内で保育士が「かかわりにくい」と感じているのではなく「保護者が言葉の遅さを気にしている」という形での申告が多かった。

## 年齢による主訴の変遷

0～2歳の場合は、「パニック」を示す児童の多くが「拘り」特性を抱えており、「友人トラブル」を示す児童の多くが「多動」特性を示していた。一方で「他害」は「拘り」特性を主訴とする児童と「多動」特性を主訴とする児童それぞれの約3分の1に見られていた。また、3歳以上に比べて「ことば」についての保護者の気がかりが強い傾向がうかがわれた。

3～4歳では、2歳以下に比べて「友人トラブル」と「多動」の主訴割合が増加しており、「拘り」と「パニック」の割合に変化はなかった。

5～6歳の場合は、保育士から主訴の背景として就学準備に関連した適応課題の未達成が述べられていることとも関連し、4歳以下では減っていた「ことば」に関する主訴が増える傾向が確認された。また、保育士から「叱っても・注意しても続いている」という「かかわりにくさ」が表明される事例が多くなり、そのこととも関連して「多動」と「友人トラブル」に「他害」を伴う支援困難例が複数見られた。

## 保育士聞き取り内容に見る主訴の背景

- ① 子ども自身の発達障害特性による生きにくさに起因して、保育士がかかわりにくさを抱え、不適応行動に有効な支援ができないままになっている。
- ② 発達障害ではないが、子どもの個性に起因した不適応行動が悪化し、子育てと子育ての相互作用が悪循環を起こし、保育士がかかわりにくさを抱えている。
- ③ 家族と認識を共有し支援方法の合意形成が困難で、子どもの不適応行動が悪化している原因は「保護者の育て方の問題」という認識に至っている。

の3点に大別することができた。

また、保育士からの成育歴・家庭環境等の聞き取りにより、生活年齢に応じたクラスの集団活動に適応している児童に比べて、これらの相談受理児童の場合、

- ④ 経済的事情（ワーキングペア）も含めて育児

放棄に近い養育態度が祖父母世代から親世代に引き継がれて、基本的なADL面でも十分な養育を受けていない。

- ⑤ 父母に何らかの発達障害特性の潜在が疑われる。

- ⑥ 父母の夜勤等のためにADL以外では構ってもらえていない。

という家庭環境面の課題を持つ事例（④⑤⑥の重複を含む）が6割を超えていた。

尚、巡回対象保育所において、明らかな身体的虐待など把握が容易な虐待事案は確認されていなかった。

## 支援経過の概要

事例の支援経過を総合すると、「ADHD・ASD併存診断」例など不適応行動が重篤で、原因も①か②と③に当てはまり、成育歴・家庭環境面も④⑤に該当するなど、支援困難化の条件を満たしていると推察された事例の場合でも、主訴不適応行動の発現後早期（概ね2週間以内）に巡回支援を実施し、発達段階に即した保育方法の修正を行なった場合には、以下の事例に示す通り、主訴背景の改善が無くても集団活動適応向上が見られていた。

## 事例)

C君・3歳・男児

相談主訴 = ここ数日急に集団自由遊びの場面での泣き（パニック）と他害暴力が増えた

認知特性 = ADHD・ASD併存

愛着形成 = 毎朝分離不安があるがお迎え時には駆け込み愛着行動を示さない

家庭環境 = 両親ともに夜勤・休日勤務あり・祖父母の育児協力有り

他害暴力 = 楽しそうに遊んでいる子をいきなり叩く・他の子のおもちゃをいきなり奪う・目の前を通り過ぎた子をいきなり叩く・奪ったおもちゃへの欲求は見られず直ぐに手放してまた別の子のおもちゃを奪うことを繰り返す

相談主訴 = C君が何をしたいのかが分からな

い。他の子が譲ってくれてもなだめてもその場限り。泣き始めると抱っこして1対1対応30～60分かけてなだめるが、集団に戻すと同じことの繰り返しになる。他の子が怖がり始めているため、保育は「C君から他児を守る」形になっている。入園して1年近く経過したが、保育所では(おむつ内にも)大小便共に排泄なし。家庭内でも父母には原因が分からない事柄を切っ掛けに泣いて、家族を叩いたりしている様子。このためお迎え時に園内でのトラブルを父母に伝えて相談をこころみるが、忙しそうにしている聞く耳を持ってくれない(聞きたくない様子でそそくさと降園)。

発達評価 = 知的には遅れはみられず、ことばも平均域より上だが一人遊びが出来ていない。一方で初対面の巡回講師に関心を示し遊びかけには応じるものの、他の子と同じようには筆者にも保育士にも自らは甘えることができていない。このことから「一人遊びができて、保育士にも甘えられる他の子への羨望」が他害の原因と評価した。家庭内で「父母と一人遊びを共有」することができれば課題は解決すると考えられたが、朝の登園時は送りの父母にまわりついて母子分離困難が見られる一方で、お迎え時には「駆け込み愛着行動」を示さず、「遊園地・ゲームセンター・買い物」が父母・祖父母との共有余暇であるなどの情報から、早期の家庭環境調整は困難と判断した。

支援助言 = 当面の数日間、特定の保育士が1対1で「C君の一人遊びを共有」する機会を作り、共生感覚と感覚運動的知能段階(0～2歳)の遊びの共

有を通して愛着形成支援(愛着欲求表現機会の提示と受容)を行う。

支援結果 = 初回60分担任保育士が「一人遊び共有」した直後に園内で大小便共に排泄あり、同時に他害行為が激減し(1日に1～2回軽い手出しのみになり泣き続けることもなくなる)一人遊びできるようになり、保育士にもブロックで作ったものを見せながら甘えられるようになった。

C君については、この直後に「担任総入れ替えを伴う進級」が行われ、環境変化に伴う再度の不安定化が懸念されたが、進級初期段階で関わり方法の引継ぎ支援を実施した結果、新担任とも愛着関係が形成されて他害行為の再発は見られていない。同時に、登園時の母子分離は容易になり、お迎え時には父母等に対して駆け込み愛着行動を示すようになっており、父母も受け止める様子が確認されている。

一方、相談受理時点で主訴不適応行動発現から概ね3か月以上経過し「支援困難化」していた事例の場合は、園内での保育方法の修正のみでは集団活動不適応は改善していなかった。特に、発達障害特性が強くない場合には家庭内での不適応行動は「育てにくさはあるが養育困難なほどではない」ために、集団活動を要する保育所でのみ不適応行動が増幅するケースが多い。このような事態が固定化すると、保護者は「保育士のかかわり方の問題」という方向で、保育士は「子どもの育ちに関心がない・保育に協力的でない保護者の問題」という方向で決め付け合い、子育て支援のネットワークは基礎部分で凍結状態に陥っていた。

### 【考 察】

検討した巡回相談受理事例の約6割には、「子ども側の要因」である認知特性起因の「生きにくさ」が確認できた。その一方で、保育の専門性内での支援では改善が困難な事例の背景には、「養育環境の要因」や「保護者側の要因」に加えて「保育者側の要因」が関連していることも示唆された。

保育士の聞き取り段階ではあるが、「子どもの認知特性起因の生きにくさによる集団活動上の不適応行動」に対して保育士が「かかわりにくさ」を感じている全事例の内、「養育環境の要因」「保護者側の要因」は無いが、極めて小さいと推察されたのは約3割であった。

一方で、筆者による保育場面観察と介入結果に基づく行動発達評価から、外見的には同じ不適応行動を示しているが、認知特性などの「子ども側の要因」は抱えていないと推察される事例が約2割、いずれとも判断できない事例が約2割存在した。

また、5～6歳における「多動特性を示して友人とのトラブルを抱えて、他害も示す」事例の増加には、「就学準備のための課題提示」という保育内容の変化自体が「養育環境の要因」となって、不適応行動の誘因になっている可能性が示唆された。

これらの現状は、発達障害特性が虐待の誘因になりやすい一方で、虐待が発達障害類似の課題を生み出す可能性があることや<sup>3)</sup>、保育場面における「気になる子」の「人との関わりに関連した気になる行動」に対して「直接的に支援することの困難さ」を抱えている保育の現状<sup>4)</sup>についての先行研究による指摘とも符合している。

今回の巡回相談による支援過程では、保育士への助言（保育方法の変更・工夫）と原因及び背景要因についての把握・評価を並行して進めたが、C君の事例に見られるように「認知特性を抱えた子どもの生きにくさが、育てにくさに結びつき、父母自身も子どもとあそぶことが苦手で、夜勤など仕事の忙しさを抱えていて、子育て情報の共有も困難」な場合は、まずは「保育所内で愛着形成を支援する」方向の工夫が必須となっていた。

具体的には、定型発達児童の0～2歳段階の「共同注視・共同行動」に焦点づけて、保育士が「駆け込み愛着対象となる育ちの巣＝安全基地」を提示していく方向の助言が奏功する事例が多く見られた。

「子ども側の要因」がないか極めて小さい場合でも、家族、特に母親がやや個性的な我が子に対して「育てにくさ」を感じる背景としては、「ワーキングプア＝仕事はあっても経済的には困窮状態」や「夜勤・多忙」により、「子どもの関わり」の欲求（愛着欲求）に応える時間が無いために、子どものぐずり場面が多くなり、一層育てにくさが増す事例が少なくないと推察された。このような反応性愛着障害が危惧される児童に対しても、保育士が保育所内の集団活動場面に「駆け込み愛着可能な育ちの巣＝安全基地」を形成する方向の支援を行うことは、有効であったと考えられる。

虐待危機を回避するためには、「虐待のサインを見逃さない」という段階よりもかなり前段の、「保護者・家族が抱える育てにくさやかかわりにくさの軽減」が必要であることが示唆された。虐待防止の安全網＝セーフティ・ネット確立には、日常的な子育て支援にかかわる専門機関（保育所・幼稚園）と専門職（保育士・幼稚園教諭）の活用が有効であると考えられた。

また、祖父母の保育分担を得ている場合であっても、その分担の中心は「保育園送迎」など養育の質としては「ADL面」が中心であり、子どもの育ちのリズムと、子育ての焦点づけ＝養育上のメリハリの波長が合わないために、発達障害ではないにもかかわらず、愛着形成課題が解決しない事例も少なくないと推察された。

その一方で、巡回相談により短期間で主訴が改善した事例では、子どもの特性や個性に起因した「子ども自身の生きにくさ」と、その結果としての保育士の「かかわりにくさ」それぞれの要因が区別・客観化され、C君の例のように保育所内で「愛着形成面での子育て」が引き出されたと考えられた。また、保育所内での「生きにくさの改善＝子育て」が家庭内での「育てにくさ・かかわりにくさの改善」をもたらしたことで、子育てと子育ての悪循環が短期間で改善する事例も確認された。

## 【おわりに】

保育所は、毎日の送迎時に「子どもと父母・家族の関係性の把握」ができる立場にあり、子育て支援の最前線であると同時に、子ども固有の「子育て」と家族の「子育て」の波長合わせが上手くかみ合わずに悪循環が生じて、虐待の危機に至ることを未然に防ぐ実効性のあるセーフティ・ネットとしての役割が期待できる。

失業やワーキングプアを含む貧困や共働きといった「子どもとの関わり時間の限界・ゆとりの欠如」を抱える家庭環境が反応性愛着障害を刺激し、あるいは発達障害特性による愛着形成困難が絡み合った場合には、「育てにくさ・かかわりにくさ」感が倍加し、児童虐待の背景となる。

保育所での家庭養育状態の把握と保育方法の修

正により、愛着形成課題を解決することで子どもの中に「育てやすさ・かかわりやすさ」を養成することができれば、一部の虐待事案については未然に防ぐことが十分に可能であると考えられる。

この意味において、A県B町における「児童虐待防止対策緊急強化事業」に基づく継続的な発達障害児療育・福祉専門職を活用した保育所巡回相談事業は、年間10万件を超す児童相談所受理虐待事案のすそ野に潜む、膨大な虐待が危惧される児童に対する具体的で日常的な「安全網づくり」とその「有機的運用を担保する方策」として、有効である。

今後も事例の蓄積を進め、関係機関との連携に基づいてより詳細な検討を行いたい。

## 【文 献】

- 1) 厚生労働省 (2015). 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移.  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf>(2016年8月12日取得)
- 2) 厚生労働省, 雇用均等・児童家庭局 (2000). 総務課長通知, 子ども虐待対応の手引き, 発生予防.  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/02.html>(2016年8月12日取得)
- 3) 杉山 登志郎 (2007). 子ども虐待という第四の発達障害. ヒューマンケアブックス 学研教育出版. 8-21. 52-86
- 4) 本郷一夫, 澤江幸則, 鈴木智子, 他 (2003). 保育所における「気になる」子どもの行動特徴と保育者の対応に関する調査研究. 発達障害研究 25(1). 50 - 61

表1) 巡回相談事例数および主訴傾向と割合

児童年齢	事例数	ことば	多 動	拘 り	友人トラブル	パニック	他 害
全数	87	11	45	46	52	26	38
%	100	13	52 ③	53 ②	60 ①	29	44
0～2歳	23	5	7	13	8	8	6
%	27	22	30	56 ①	35 ②	31 ③	26
3～4歳	35	2	17	20	21	12	14
%	40	6	49 ③	57 ②	60 ①	34	40
5～6歳	29	1	21	13	23	6	18
%	33	14	72 ②	45	79 ①	21	62 ③

※○数字は主訴順位